

○防衛省告示第二百四十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和三年十一月十二日次のとおり決定された。

令和三年十一月十七日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	工作物…舗床	
				舗床として追加提供する。	
四一六六	伊丹駐屯地	伊丹市、川西市	国有	土地…約二五、〇〇〇平方メートル	

国有 建物…約六、八〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和三年十一月十五日から同

年十二月三十一日までの間

陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、地位協

定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…舗床

五二二七 鹿屋飛行場

鹿屋市

訓練施設として追加提供する。

使用期間..

一 令和三年十一月二十四日

二 必要に応じて、訓練の撤収に必要な

期間

海上自衛隊鹿屋飛行場の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、地位協

定の関連ある条項が適用される。

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
五一三一	相浦駐屯地	佐世保市	国有	土地・約一、四〇〇平方メートル
			国有	建物・約一、三〇〇平方メートル
			国有	工作物・水道等
				訓練施設として新規提供する。
				使用期間・
				一 令和三年十二月一日から同月十四日
				までの間
				二 必要に応じて、仮設建物の建設及び
				取壊し期間
				陸上自衛隊相浦駐屯地の施設及び区域の
				一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
				ある施設及び区域として提供する。この

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三三度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
- 2 北緯三三度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
- 3 北緯三三度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
- 4 北緯三三度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二 高度制限

高度約六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和三年十一月十八日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。